

## 市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 狭あい道路に関する基本的事項（第3条 第6条）
- 第3章 狭あい道路拡幅整備事業（第7条 第17条）
- 第4章 建築道路台帳（第18条・第19条）
- 第5章 助成等（第20条 第37条）
- 第6章 雑則（第38条・第39条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もってゆとりのある生活環境の確保と安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）狭あい道路 建築基準法第42条第2項の道に指定した道及び町長が特に拡幅する必要があると認める道
- （2）道路の後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線
- （3）道路後退用地 狭あい道路の境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
- （4）隅切り用地 敷地の一部で、道路の後退線と道路又は道路の後退線が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。）の角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以内（隅角が60度未満の場合は、底辺が3メートル以内）の二等辺三

角形の土地をいう。

(5) 建築行為等

ア 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による確認申請

イ 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出

ウ 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による計画通知

エ 工作物・生垣等の撤去又は築造

オ 道路拡幅用地を一般の通行の用に供する行為

(6) 建築主 狭あい道路に接する敷地に建築行為等をしようとする者をいう。

(7) 関係権利者 道路後退用地及び隅切り用地(以下「道路拡幅用地」という。)の所有者及びその土地に関し権利(地上権、賃借権等)を有するものをいう。

(8) 安全な塀 金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有する塀

(9) 撤去等工事 道路拡幅用地の区域内にある塀、擁壁等を撤去し、当該土地を整地し、道路拡幅用地外に擁壁、安全な塀、生垣等を設置する工事をいう。

(10) 拡幅整備 道路拡幅用地を撤去等工事により整地し、道路形態に整備することをいう。

第2章 狭あい道路に関する基本的事項

(町長の責務)

第3条 町長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅に関し、建築主、関係権利者、工事施工者等(以下「建築主等」という。)の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、建築主等に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

(建築主等の責務)

第4条 建築主及び狭あい道路に接する土地の所有者は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、道路拡幅用地を一般の通行の用に供するよう努めなければならない。

(指定確認検査機関への協力要請)

第5条 町長は、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対し、狭あい道路の拡幅整備に関する事業の普及を要請するものとする。

(関係者に対する協力要請)

第6条 町長は、拡幅整備に関する事業を円滑に実施するため、電柱等の設置者、道路交通標識の設置者である警察署長その他必要があると認める者に対し、協力を要請するものとする。

### 第3章 狭あい道路拡幅整備事業

(拡幅事業の種類)

第7条 狭あい道路拡幅整備事業における拡幅事業の種類は、次に掲げるとおりである。

- (1) 道路後退用地に道路の後退線を表す表示物を設置するとともに、当該用地内にある建築物等の撤去等工事を行うことにより一般の通行の用に供する。
- (2) 道路後退用地及び隅切用地(これを設ける場合に限る。)を測量、分筆、所有権移転の登記等により明らかにし、当該用地内にある建築物等の撤去等工事を行うことにより一般の通行の用に供する。

(拡幅事業に関する協議等)

第8条 建築主は、建築行為等をしようとする日の30日前までに、拡幅事業について町長と協議を行うものとする。

2 拡幅事業に関する町長との協議は、狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申請書(様式第1号。以下「協議申請書」という。)1通に案内図を添えて行うものとする。

3 前項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築計画
- (2) 拡幅事業の実施計画
  - ア 前条第1号に規定する拡幅事業の実施について
  - イ 前条第2号に規定する拡幅事業の実施について
  - ウ 狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)のとおり拡幅事業を実施すること。
- (3) 道路後退用地及び隅切用地の区域について
- (4) 国有財産(道路敷等)又は地方公共団体所有の土地との境界確定の協議の実施の有無について
- (5) 町長が必要であると認める事項

4 前3項の規定に基づき建築主等が町長と協議する場合において、当該建築主等

のうちいずれかの者が次に掲げるいずれかに該当するときは、狭あい道路自主整備計画書（様式第2号）を協議申請書に添えて町長に提出するものとする。

（1） 国または地方公共団体

（2） 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公益法人

5 狭あい道路に接する敷地において法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定若しくは変更をしようとするもの又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発行為若しくは市川三郷町土地利用指導要綱に基づく開発行為を行おうとするものは、その行為を行う前に、狭あい道路自主整備計画書（様式第2号）を町長に提出し、協議するものとする。

6 前2項の狭あい道路自主整備計画書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（1） 案内図

（2） 公図の写し

（3） 実測図

（4） 現況配置図（地下埋設管等を記入する。）

（5） 計画配置図（地下埋設管等を記入する。）

（6） 断面図（安全な塀又は擁壁を築造する場合。）

7 第2項及び第3項の規定は、第1項各号に該当する行為をせずに拡幅事業を実施しようとする関係権利者が拡幅事業に関して町長と協議する場合について準用する。

8 町長は、前各号の規定に基づく協議又は計画書に関して建築主等に対し指示事項があるときは、狭あい道路拡幅事業指示事項通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（道路の後退線の表示及び拡幅事業の実施報告）

第9条 第7条第1号に規定する拡幅事業を実施した建築主等は、道路の後退線に別表第1のと通りの道路の表示物その他の表示杭等を設置するものとする。

2 前項の道路の表示物等を設置した建築主等は、その表示物等を設置した日から30日以内に建築後退杭設置報告書（様式第4号）に設置状況を示す写真を添えて町長に提出するものとする。この場合において、町長は、第19条に規定する建築道路台帳にこの旨を記録するものとする。

第10条 第7条第2号に規定する拡幅事業を実施する建築主等は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第31条の3の規定による境界確定の協議（以下「官民境界協

議」という。)により確定した境界と道路の後退線との間の道路後退用地を分筆し、道路の後退線を示す別表第1のとおり道路の表示物その他の表示杭等を設置するものとする。

2 前項の拡幅事業を実施した建築主等は、事業の完了した日から、30日以内に狭あい道路拡幅事業実施報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。この場合において、町長は、第19条に規定する建築道路台帳にこの旨を記録するものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 実測図
- (3) 配置図
- (4) 境界確定通知書又は境界確定証明書の写し
- (5) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真  
(自主整備結果報告)

第11条 第8条第4項又は第5項の狭あい道路自主整備計画書を提出した者は、拡幅事業を行い、道路の境界線を表示し、道路形態を築造したときは、狭あい道路自主整備結果報告書(様式第6号)に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。この場合において、町長は、第19条に規定する建築道路台帳にこの旨を記録する。

- (1) 公図の写し
- (2) 実測図
- (3) 配置図
- (4) 立面図(安全な塀又は擁壁を築造した場合)
- (5) 断面図(安全な塀又は擁壁を築造した場合)
- (6) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真  
(道路拡幅用地の寄附)

第12条 町長は、次に掲げる狭あい道路等の第10条又は前条の拡幅事業の実施報告をした建築主等が当該道路拡幅用地を町へ寄附する申し込みをしたときは、これを受納することができるものとする。

- (1) 第2条第2項第1号に規定する道
- (2) 町長が特に拡幅整備する必要があると認める道  
(道路拡幅用地の寄附の申込等)

第13条 前条の道路拡幅用地の寄附の申込をしようとする者は、当該用地に私権の設定又は特殊の義務がある場合においては、これを消滅した上で、寄附申込書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1）登記承諾書

（2）印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書（申込日から遡って3箇月以内に交付されたもの）

（3）町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により道路拡幅用地の寄附の申込を受け、寄附を受納すると決定したときは、寄附承諾書（様式第8号）により当該寄附者に通知する。

（道路の整備）

第14条 町長は、前条の規定により受納した道路拡幅用地に関し道路を整備する工事をするものとする。この場合において、町長は、狭あい道路の拡幅整備が完了した旨を第19条に規定する建築道路台帳に記録する。

（拡幅整備の表示）

第15条 町長は、前条の規定により整備した道路拡幅用地に、その拡幅整備事業が行われたことを明らかにするために別表第2のとおり的事業完了を示す表示物を設置するものとする。

（指導等）

第16条 町長は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要と認める場合には、建築主等に対し、指導又は助言をすることができる。

（報告）

第17条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、建築主等に対し、拡幅整備事業の施行の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

#### 第4章 建築道路台帳

（建築道路台帳の整備）

第18条 町長は、法第42条に規定する道路（同条第1項第1号に規定する道路を除く。）の適用区分を明確にするため、次条に定める建築道路台帳を整備し、これを保管するよう努めなければならない。

（建築道路台帳）

第19条 前条の建築道路台帳は、建築道路台帳調書（様式第9号。以下「調書」という。）及び図面をもって組成するものとする。

- 2 調書及び図面は、路線ごとに作成するものとする。
- 3 図面は、道路につき、次に掲げる事項を方位の表示された平面図に記載して作成するものとする。
  - (1) 道路の区域の境界線及び表示物の名称
  - (2) 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地名・地番
  - (3) 道路の幅員
  - (4) 道路の中心線
  - (5) 登記基準点の位置
  - (6) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真
  - (7) 路面の種類
  - (8) 縦断勾配（9パーセント未満のものを除く。）
  - (9) 調整の年月日

#### 第5章 助成等

##### (助成金)

第20条 町長は、次項に規定する道等に面する敷地において第7条第2号の拡幅事業を実施し、その道路拡幅用地を町に寄附する者に対し、第3項に規定する作業を実施し、かつ、予算の範囲内において助成金及び奨励金（以下「助成金等」という。）を交付できるものとし、その交付に関しては、市川三郷町補助金等交付規則（平成17年10月1日市川三郷町規則第38号）及び第5章の定めるところによる。

- 2 前項の規定による助成又は助成金等の交付の対象となる道は第2条第2項第1号に規定する道とする。
- 3 第1項の規定による助成は、町長が当該狭あい道路に接する土地の所有者の委任を受け、国有財産法（昭和23年法律第73号）第31条の3に規定する境界確定の協議（以下「官民境界協議」という。）を行い、境界を確定する（既に官民境界協議を実施し、その境界が確定している場合を除く。）とともにその境界確定結果に基づき基準時の道路の中心線に、別表第1のと通りの道路の表示物を設置することをいう。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築主又は関係権利者については適用しない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。
  - (1) 国又は地方公共団体

- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は変更をしようとする開発区域内の土地の関係権利者
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発行為を行おうとするもの
- (5) 市川三郷町土地利用指導要綱に基づく開発行為を行おうとするもの。  
( 拡幅事業における助成等の依頼 )

第21条 建築主等は、前条の狭あい道路の拡幅事業における町長の助成及び助成金等の交付(以下「助成等」という。)を受けようとするときは、当該道路拡幅用地の関係権利者の承諾を受けた上で、次項に定めるとおり拡幅事業における助成等の依頼をしなければならない。

2 建築主等は、拡幅事業における助成等の依頼をしようとするときは、狭あい道路拡幅事業助成等依頼申出書(様式第10号。以下「助成等依頼申出書」という。)に次に掲げる書類のうち町長が必要とする書類各1部(ただし、実測図、現況配置図及び計画配置図は3部)を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の登記簿謄本
- (4) 土地の所有者及びその土地に権利を有する者の印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書(申出日から遡って3箇月以内に交付されたもの)
- (5) 実測図
- (6) 現況配置図(地下埋設管等を記入する。)
- (7) 計画配置図(地下埋設管等を記入する。)
- (8) 立面図(安全な塀又は擁壁を築造する場合)
- (9) 断面図(安全な塀又は擁壁を築造する場合)
- (10) 境界確定通知書又は境界確定証明書又はその写し(当該土地と国有財産との境界が確定している場合)
- (11) 現況写真
- (12) 町長が必要であると認める図書

3 町長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を確認し、指示事項がある

ときは、狭あい道路拡幅事業実施指示書（様式第11号）により指示するものとする。ただし、軽易な指示事項については、この限りでない。

4 建築主等は、第2項の助成等依頼申出書を町長に提出した後において、その申出書の内容を変更しようとするとき又は前項の指示書等により変更が必要になったときは、狭あい道路拡幅事業助成等依頼変更申出書（様式第12号。以下「助成等依頼変更申出書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、建築主等は、第2項に規定する図書のうち町長が必要とする書類を添えて提出するものとする。

5 町長は、前項の助成等依頼変更申出書を受理したときは、その内容を確認し、指示事項があるときは、狭あい道路拡幅事業実施指示書（様式第11号）により指示するものとする。ただし、軽易な指示事項については、この限りでない。

（拡幅事業内容の確認）

第22条 町長は、前条第2項の助成等依頼申出書の提出がされた後において、その内容に対する同条第3項の指示事項がないときは、現地で、建築主等とともに拡幅事業に関する実測図、現況配置図その他の内容を確認する。

2 前項の規定により確認した内容について狭あい道路拡幅事業内容確認書（様式第13号。以下「確認書」という。）を2部作成し、互いに取り交わすものとする。この場合において、本確認書の有効期限は、本書に記載される期日を含む年度の次年度の終了日とする。

3 前条第4項の規定により建築主等が助成等依頼変更申出書を提出したことにより実測図、現況配置図及び計画配置図（安全な塀の築造及び擁壁の築造に関する事項は除く。）の内容に変更が生じたときは、前項の規定による確認書は無効とし、新たに前2項の規定に基づき確認書を取り交わすものとする。

（官民境界の協議の実施）

第23条 町長は、前条の確認書を取り交わした後に、第20条第3項に規定する助成を行うものとする。

（助成金交付対象項目の内容及び助成額）

第24条 第20条の狭あい道路の拡幅事業における助成金の交付の対象となる項目（以下「助成金交付対象項目」という。）の内容は次のとおりである。

（1）申請等の事務手続（次号から第6号までの規定に係る事務手続に要する費用を除く。）

拡幅事業助成等依頼申出等の申請に係る事務手続をいう。

(2) 道路拡幅用地の寄附の申出

分筆の登記をした道路拡幅用地を町に寄附する申込をする。

(3) 道路拡幅用地内撤去等工事（擁壁及び安全な塀等の築造を除く。）

分筆及び登記された道路拡幅用地にある塀、植栽その他の築造物を撤去し、かつ、埋設管等を敷設替えした上で、当該土地を整地する。

(4) 安全な塀の築造（移設を含む。）

道路の後退後の建築敷地内に新たに安全な塀等を設置する。

(5) 擁壁の築造

道路拡幅用地内にある擁壁の代替を、道路の後退後の建築敷地内に新たに設置する。

（助成金交付対象項目の助成額等）

第25条 前条の助成金交付対象項目の助成対象経費及び助成額は、別表第3に掲げるとおりとする。

（撤去等工事における助成金の交付対象）

第26条 撤去等工事（安全な塀の築造（移設を含む。）及び擁壁の築造を除く。）における助成金の交付の対象となる事項は、狭あい道路拡幅事業内容確認書に記載されたものに限る。

（隅切り用地寄附奨励金）

第27条 町長は、建築主等が隅切り用地において拡幅事業を行いその土地を市に寄附したときは、別表第4のとおり奨励金を交付することができるものとする。

（交付の申請）

第28条 助成金等の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請書（様式第14号）に別表第5に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第29条 町長は、前条の規定による申請があったときは、法令（条例、規則等を含む。）予算等に照らしてその内容を審査し、助成金等を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金等の交付を決定するこ

とができる。

( 交付の条件 )

第 3 0 条 町長は、助成金又は奨励金の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

- ( 1 ) 道路拡幅用地を町に寄附すること。
- ( 2 ) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- ( 3 ) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- ( 4 ) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

( 交付決定の通知 )

第 3 1 条 町長は、助成金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容これに条件を付した場合はその条件を狭あい道路拡幅事業費助成金等交付決定通知書(様式第15号。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

( 申請の取下げ )

第 3 2 条 助成金等の交付申請者は、前条の規定による通知を受理した場合において、交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、町長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

( 事業内容の変更等の承認 )

第 3 3 条 第31条の決定通知書を受理した者(以下「決定通知を受けた者」という。)は、次のいずれかの事由に該当するときは、狭あい道路拡幅事業変更等承認申請書(様式第16号)に別表第5に掲げる書類のうち町長が必要と認める書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 事業内容の変更をしようとするとき。

(2) 助成対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(3) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅事業変更等承認通知書（様式第17号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第34条 決定通知を受けた者は、助成事業が完了したときは、狭あい道路拡幅事業実績報告書（様式第18号。以下「実績報告書」という。）に別表第5に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

（交付の確定等）

第35条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、その報告に係る助成事業等の成果が助成事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、狭あい道路拡幅事業費助成金等交付確定通知書（様式第19号）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により実績報告書を検査した結果、不相当と認めるときは、決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

（助成金の請求）

第36条 決定通知を受けた者が、助成金等の請求をしようとするときは、狭あい道路拡幅事業費助成金等交付請求書（様式第20号）を町長に提出しなければならない。

（助成金等の返還）

第37条 町長は、助成金等の交付決定を受けた者に不正があったとき、又は町長が不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金等の全部若しくは一部を返還させるものとする。

## 第6章 雑則

（適用除外）

第 3 8 条 この要綱の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行区域には適用しない。

（ 雑 則 ）

第 3 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

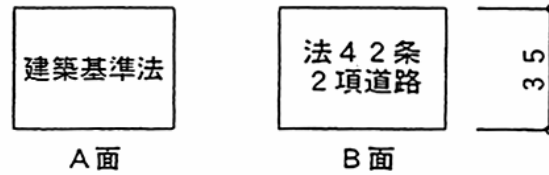
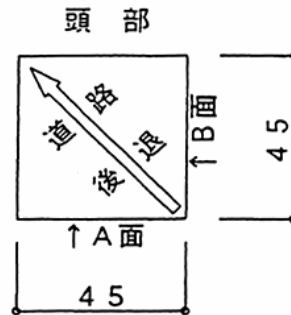
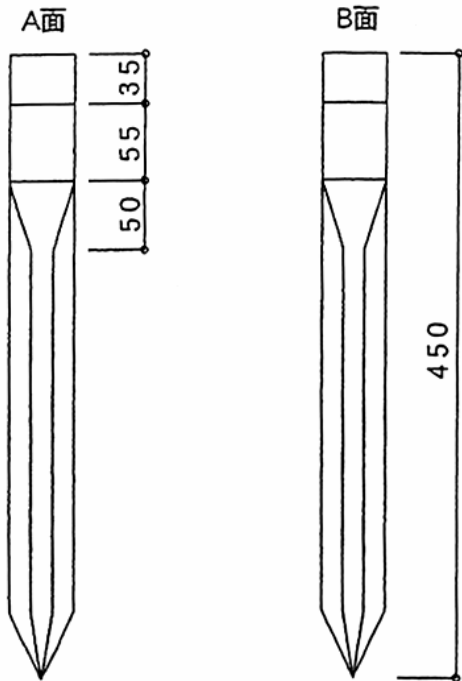
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条・第10条関係)

道路の表示物

1 道路の後退線を表す表示物

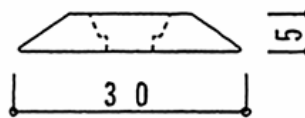
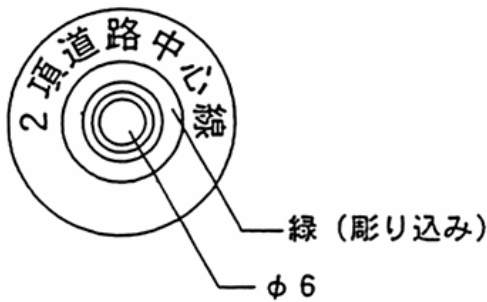
(単位: mm)



備考 頭部 材質: プラスチック製  
 色: オレンジ  
 文字: 黒 (彫り込み)  
 文字体: ゴシック体  
 杭部 色: 黒  
 形状: 図示したもの及びこれと同等の機能を有するもの

2 道路の中心線を表す表示物

(単位: mm)

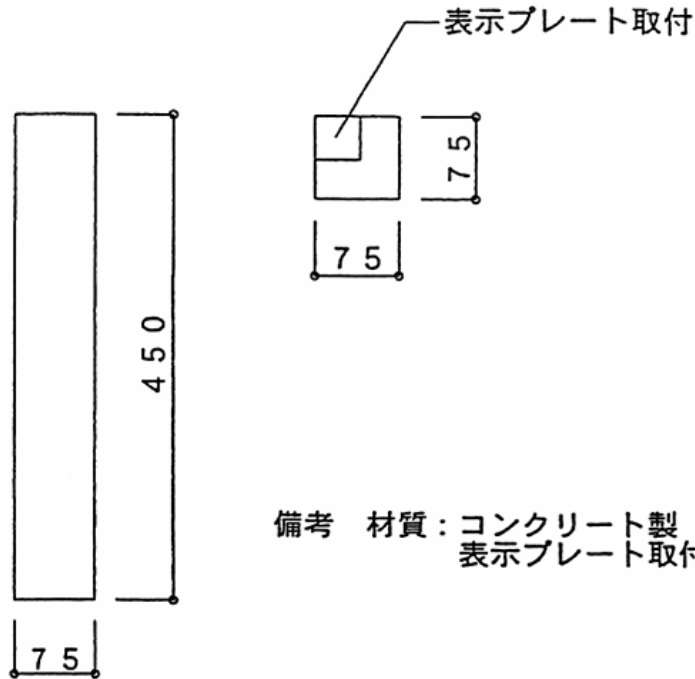


備考 材質: アルミニウム製 (中心ピン付)  
 色: シルバー  
 文字: 緑 (彫り込み)  
 文字体: ゴシック体

3 道路拡幅用地の区域を表す表示物

(単位：mm)

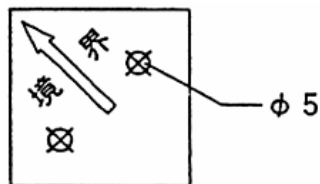
(1) コンクリート杭



備考 材質：コンクリート製  
表示プレート取付

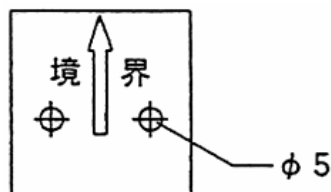
(2) 表示プレート

ア 角型 (ピン付)



備考 材質：ステンレス製 (ピン付)  
色：シルバー (HL仕上げ)  
文字：赤 (彫り込み)  
文字体：ゴシック体  
大きさ：40mm×40mm  
厚さ：1.5mm

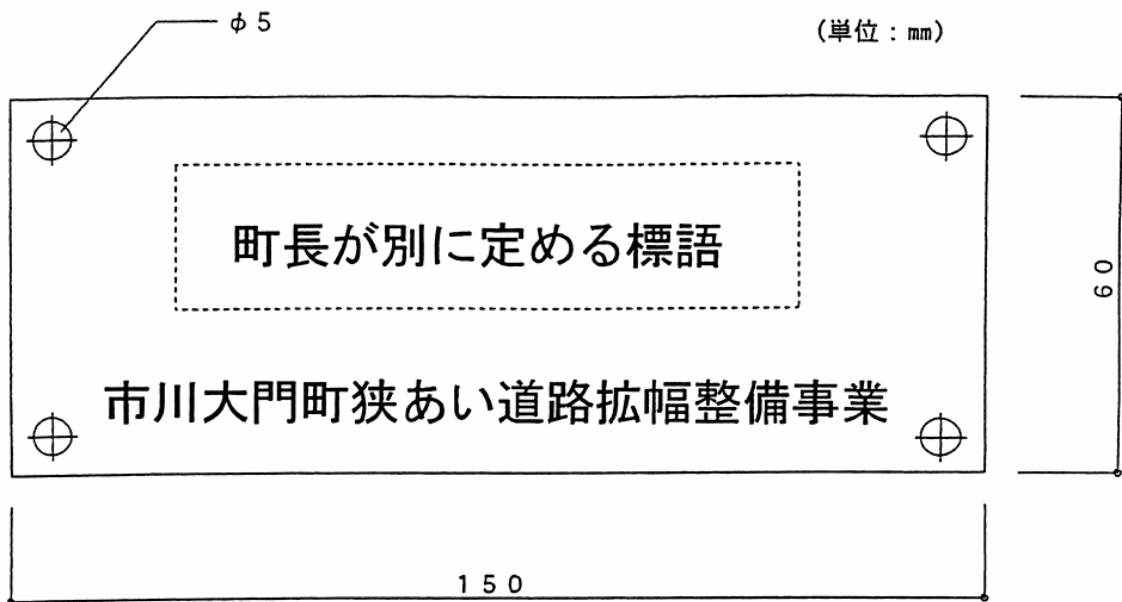
イ T型 (ピン付)



備考 材質：ステンレス製 (ピン付)  
色：シルバー (HL仕上げ)  
文字：赤 (彫り込み)  
文字体：ゴシック体  
大きさ：40mm×40mm  
厚さ：1.5mm

別表第2（第15条関係）

狭あい道路拡幅整備事業の完了を示す表示物



備考 材質：真鍮製プレート（ピン付）

厚さ：2mm

色：紺色（焼付け）

文字：素地色

文字体：ゴシック体

配字及び行数は、必要により変更することができる。

別表第3（第25条関係）

対象経費		内容	助成額
フェンス、 板塀、門、 等	撤去費	道路拡幅用地内にあるフェンス、 塀、門等を撤去し、道路の拡幅整 備に支障のない形態とする費用	独立基礎の物(基礎含む) 1,200円/m  布基礎の物(基礎は擁壁 類で助成) 1,000円/ m
	新設費	道路の後退後の建築敷地内に新た に安全なフェンス、板塀、門等を 設置する費用	独立基礎の物(基礎含む) 4,700円/m 布基礎の物(基礎は擁壁類 で助成) 4,100円/m
ブロック塀	撤去費	道路拡幅用地内にあるブロック塀 等を撤去し道路の拡幅整備に支障 のない形態とする費用	ブロックのみ(基礎は擁壁 類で助成) 1,000円/m
生垣	撤去費	道路拡幅用地内にある生垣を撤去 し、道路の拡幅整備に支障のない 形態とする費用	300円/m
	新設費	道路の後退後の建築敷地内に新た に生垣を設置する費用	3,500円/m
樹木	掘取費	道路拡幅用地内にある樹木を撤去 し、道路の拡幅整備に支障のない 形態とする費用	低木(1m未満) 400円/本 中木(2.5m未満) 1,000円/本 高木(2.5m以上) 2,000円/本
	植栽費	道路拡幅用地内にある樹木を道路 の後退後の建築敷地内に移植する 費用	低木(1m未満) 400円/本 中木(2.5m未満) 1,800円/本 高木(2.5m以上) 3,100円/本
擁壁類	撤去費	道路拡幅用地内にある擁壁類を撤 去し、道路の拡幅整備に支障のな い形態とする費用	0.5m > H 1,200円/m 0.5m H < 1.0m 3,000円/m 1.0m H < 1.5m 5,600円/m 1.5m H 8,900円/m

	新設費	道路の後退後の建築敷地内に新たに安全な擁壁類を設置する費用	$0.5\text{m} > H$ 4,600円 / m $0.5\text{m} < H < 1.0\text{m}$ 9,400円 / m $1.0\text{m} < H < 1.5\text{m}$ 14,900円 / m $1.5\text{m} < H$ 21,200円 / m
事務手続費		拡幅事業実施申出等（第4章の規定に基づく事務手続を除く。）に係る事務手続費	30,000円 / 敷地

- 1 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- 2 擁壁類とは、次のコンクリート造等の構造物をいう。また、助成金算定に係る高さ（H）は、敷地と道路の高低差（地上高）をいう。
  - （1）敷地と道路に高低差がある場合に築造する、土圧を受ける擁壁。
  - （2）敷地と道路に高低差がない場合に、道路と敷地を区分するために築造する境界壁
  - （3）ブロック塀、板塀、フェンス等の布基礎
  - （4）道路と敷地の境界部に設けるコンクリート造等の植樹帯
- 3 道路拡幅用地内にある水道メーター及び、公共汚水柵の移設は、町長が行う。
- 4 生垣については、将来的に道路後退用地にはみ出さないよう植栽・管理する。

別表第4（第27条関係）

項目	内容	奨励金
隅切り奨励金	隅切り用地を寄附した際の奨励金	$(\text{固定資産税評価額}) \div (\text{評価対象面積}) \times (\text{隅切り面積}) \times 10 / 7$

- 1 現況土地が農地の場合の固定資産税評価額は、宅地換算した額とする。

別表第5（第28条・第33条・第34条関係）

助成等対象項目	交付・変更等承認申請書添付書類	実績報告書添付書類
道路拡幅用地の寄附の申出	(1) 寄附申込書 (2) 登記承諾書 (3) 印鑑登録証明書、印鑑証明書 (4) 土地の登記簿謄本 (5) 公図の写し (6) 地籍測量図（隅切り用地がある場合は、その面積を記載したもの。）	/
道路拡幅用地内撤去等工事（擁壁及び安全な塀等の築造を除く。）	(1) 現況配置図（狭あい道路の後退線を記載したもの。） (2) 完了写真	/
安全な塀の築造（移設を含む。）	(1) 計画配置図 (2) 立面図、断面図 (3) 築造費用見積書 (4) 町長が必要と認める書類	(1) 配置図 (2) 立面図、断面図 (3) 完了写真 (4) 契約書の写し
擁壁の築造	(1) 計画配置図 (2) 立面図、断面図 (3) 築造費用見積書 (4) 町長が必要と認める書類	(1) 配置図 (2) 立面図、断面図 (3) 完了写真 (4) 契約書の写し

様式第 1 号 ( 第 8 条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書

狭あい道路の拡幅事業を実施したいので、市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて事前協議を依頼します。

拡幅整備の対象の土地の地名・地番・面積	市川三郷町 約 m <sup>2</sup>
道路の名称・種別	
土地所有者	住所 ----- 氏名
建築行為の種類	年 月 日頃 を予定
官民境界確定の状況	境界確定済( 年 月 日) 境界未確定 不明
拡幅整備事業予定	1 第 7 条第 1 号の拡幅事業を実施する。( 建築後退杭を設置する。) 2 第 7 条第 2 号の拡幅事業を実施する。 3 狭あい道路自主整備計画書( 様式第 2 号 ) のとおり拡幅事業を実施する。
その他	
杭 支 給	杭支給 本 支給日 年 月 日 未支給

- ( 注 ) 1 該当する 内にレ印を打ってください。  
2 印のある欄には、記入しないでください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路自主整備計画書

市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第 8 条第 4 項（第 5 項）の規定により、  
狭あい道路の自主整備計画について次のとおり関係書類を添えて提出します。

建築物等の名称	
敷地の名称・地番	市川三郷町
狭あい道路の名称・種別	
狭あい道路の現況幅員	約 m ~ m
自主整備計画の期間	年月日 ~ 年月日まで
道路後退用地の長さ・面積	約 m・約 m <sup>2</sup>
隅切り用地の箇所数・面積	箇所・約 m <sup>2</sup>

様式第3号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長



狭あい道路拡幅事業指示事項通知書

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書により協議の依頼のあった件については、次のとおり通知します。

1 狭あい道路拡幅事業予定

拡幅整備事業予定	<ol style="list-style-type: none"><li>1 第7条第1号の拡幅事業を実施する。</li><li>2 第7条第2号の拡幅事業を実施する。</li><li>3 狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)のとおり拡幅事業を実施する。</li></ol>
----------	---

該当する 内に、レ印を打ってあります。

2 協議結果

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

建築後退杭設置報告書

年 月 日付け狭あい道路拡幅整備に関する協議申請書により申し出た建築後退杭を設置しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	市川三郷町
狭あい道路の名称・種別	
建築後退杭設置年月日	年 月 日

添付書類

- 1 建築後退杭の設置の状況を表す写真（近景、全景）
- 2 配置図（建築後退杭の設置場所を図示してください。）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業実施報告書

市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第7条第2号の拡幅事業が完了しましたので、第10条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	市川三郷町
狭あい道路の名称・種別	
狭あい道路の現況幅員	約 m ~ m
道路拡幅用地の地名・地番	市川三郷町
道路後退用地の長さ・面積	約 m・約 m <sup>2</sup>
隅切り用地の箇所数・面積	箇所・約 m <sup>2</sup>

（注）面積は、地籍測量により得た数値を記入してください。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路自主整備結果報告書

年 月 日付け狭あい道路自主整備計画書により申し出た事業が完了したので、市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	市川三郷町
狭あい道路の名称・種別	
狭あい道路の現況幅員	約 m ~ m
道路拡幅用地の地名・地番	市川三郷町
道路後退用地の長さ・面積	約 m・約 m <sup>2</sup>
隅切り用地の箇所数・面積	箇所・約 m <sup>2</sup>

(注) 面積は、地籍測量により得た数値を記入してください。

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

市川三郷町長 様

住所  
寄附者 氏名  
電話

印

寄 附 申 込 書

土地を寄附したいので、次のとおり申込みます。

1 寄附物件

(1) 表示(所在、地目、地籍、所有者の住所・氏名)

土地の表示			所有者 住所・氏名
所在地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	

(2) 沿革及び現状

2 寄附の理由

3 添付書類

- (1) 関係図面
- (2) 登記簿謄本
- (3) 公図の写し
- (4) 登記承諾書
- (5) 印鑑登録証明書、印鑑証明書

様式第 8 号 ( 第13条関係 )

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長



寄 附 承 諾 書

年 月 日付けの寄附申込書による土地の寄附については、次のとおり承諾  
します。

1 寄附物件

表示 ( 所在、地目、地籍、所有者の住所・氏名 )

土 地 の 表 示			所有者 住所・氏名
所 在 地 番	地目	地籍 ( m <sup>2</sup> )	

2 寄附承諾の条件

様式第9号(第19条関係)

建築道路台帳調書

指定番号	指定(評価)年月日		年月日		図面对照番号			
道路の種類								
路線名				道路管理者				
道路の位置	起点	地先から						
	終点	地先まで						
	範囲	地先						
指定時の延長	約 m		指定時の幅員	m ~ m				
指定時の地目								
接続道路								
項 道 路	後退方法					指定方法		
	指定要件	家屋の立ち並び	建築物の立ち並び( )棟					
		現況の形態	一般の通行の用に供されている部分の幅員( )m					
		基準時の形態	道路の幅員( )m					
	拡幅整備		1	2	3	4	5	6
		年月日						
		地番						
		延長						
		幅員						
		面積						
備考								
備考								

様式第 10 号 ( 第21条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業助成等依頼申出書

狭あい道路の拡幅事業を実施するにあたり助成等を受けたいので、市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第21条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

1 拡幅事業概要

拡幅整備の対象の土地の地名・地番・面積	市川三郷町 約 m <sup>2</sup>
道路の名称・幅員	m ~ m
土地所有者	住所 ----- 氏名
建築工事等の計画	確認申請予定日 年 月 日 拡幅事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで 建築工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	

2 狭あい道路の区域等の表示

表示対象物件	表示箇所数	表示の方法	図面上の記号	備考
狭あい道路				
道路後退用地				
隅切り用地				

3 土地の所有者及び土地に権利を有する者の拡幅事業実施に関する承諾

関係地番	権利別	住所	氏名	印

(注) 記入枠が不足するときは、適宜補ってください。

様式第 1 1 号 ( 第21条関係 )

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長



狭あい道路拡幅事業実施指示書

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業助成等依頼 ( 変更 ) 申出書により申出の  
あった件について、次のとおり指示します。

指示内容

様式第 1 2 号 ( 第21条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業助成等依頼変更申出書

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業助成等依頼申出書により申し出た内容を、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申し出ます。

1 変更内容

2 変更理由

様式第 1 3 号 ( 第22条関係 )

年 月 日

申請者 住所  
氏名

印

市川三郷町長

印

狭あい道路拡幅事業内容確認書

市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第22条の規定により、実測図、現況配置図及び計画配置図の内容の確認をします。なお、境界は(確定済み・未確定)です。

拡幅事業助成依頼申出書等受付年月日・番号	年 月 日・第 号
実測図の内容の確認事項	
現況配置図の内容の確認事項	
計画配置図の内容の確認事項	
特 記 事 項	

(注) 実測図、現況配置図及び計画配置図の内容に変更が生じときは、本確認書は無効となります。

なお、本確認書の有効期間は、本書に記載される期日を含む年度の次年度の終了日とする。

様式第 1 4 号 ( 第28条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請書

市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第28条の規定により助成金等の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成等対象項目及び交付申請額 ( 該当する 内にレ印を打ってください。 )

助 成 等 対 象 項 目	交 付 申 請 額
1 申請等の事務手続	円
2 道路拡幅用地の寄附の申出	円
3 道路拡幅用地内撤去等工事 ( 擁壁及び安全な 塀の築造を除く。 )	円
4 安全な塀の築造 ( 移設を含む。 )	円
5 擁壁の築造	円
6 隅切り用地の寄附奨励	円
合 計	円

様式第 15 号 ( 第31条関係 )

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長



狭あい道路拡幅事業費助成金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 助成等対象項目及び交付決定額 ( 該当する 内にレ印を打ってあります。 )

助 成 等 対 象 項 目	交 付 申 請 額
1 申請等の事務手続	円
2 道路拡幅用地の寄附の申出	円
3 道路拡幅用地内撤去等工事 ( 擁壁及び安全な 堀の築造を除く。 )	円
4 安全な堀の築造 ( 移設を含む。 )	円
5 擁壁の築造	円
6 隅切り用地の寄附奨励	円
合 計	円

2 交付の時期

3 交付の条件

様式第 1 6 号 ( 第33条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた助成事業等の内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 助成等対象項目
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第 17号 (第33条関係)

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長

印

狭あい道路拡幅事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった狭あい道路拡幅事業の変更については、次のとおり承認し、これに伴う助成金等の交付決定額も変更となりましたので通知します。

1 承認の内容

2 交付決定額

(1) 前回までの決定額 円

(2) 今回の変更増減額 円

(3) 変更承認後の決定額 円

様式第 18号 (第34条関係)

年 月 日

市川三郷町長 様

建築主 住所  
氏名 ⑩  
電話

申請代行者 住所  
氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた狭あい道路拡幅事業等が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

助成等対象項目及び交付申請額 (該当する 内にレ印を打ってください。)

助 成 等 対 象 項 目	事業完了年月日
1 申請等の事務手続	年 月 日
2 道路拡幅用地の寄附の申出	年 月 日
3 道路拡幅用地内撤去等工事 (擁壁及び安全な塀の築造を除く。)	年 月 日
4 安全な塀の築造 (移設を含む。)	年 月 日
5 擁壁の築造	年 月 日
6 隅切り用地の寄附奨励	年 月 日

様式第 19号 (第35条関係)

第 号  
年 月 日

様

市川三郷町長



狭あい道路拡幅事業費助成金等交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定した狭あい道路拡幅事業費助成金等の交付について、次のとおり確定しましたので通知します。

助成等対象項目、交付決定額及び交付確定額(該当する 内にレ印を打ってあります。)

助 成 等 対 象 項 目	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額
1 申請等の事務手続	円	円
2 道路拡幅用地の寄附の申出	円	円
3 道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全な塀の築造を除く。)	円	円
4 安全な塀の築造(移設を含む。)	円	円
5 擁壁の築造	円	円
6 隅切り用地の寄附奨励	円	円
合 計	円	円

様式第 2 0 号 ( 第36条関係 )

年 月 日

市川三郷町長 様

住所  
申請者 氏名 ⑩  
電話

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた助成金等について市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱第36条の規定に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 助成等対象項目及び請求金額

助 成 等 対 象 項 目	請 求 金 額
1 申請等の事務手続	円
2 道路拡幅用地の寄附の申出	円
3 道路拡幅用地内撤去等工事 ( 擁壁及び安全な塀の築造を除く。 )	円
4 安全な塀の築造 ( 移設を含む。 )	円
5 擁壁の築造	円
6 隅切り用地の寄附奨励	円
合 計	円

2 口座振替先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協		本店・支店
預 金 種 目	普通	当座	口座番号
フリガナ 口座名義		電 話	
住 所	〒		

- ( 注 ) 1 不要な文字は、2重線で抹消してください。  
2 該当する 内に、レ印を打ってください。